



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*53 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

(長寿社会課)..... 1

規 則

和歌山県規則第53号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成5年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「条例、定款その他の基本約款」を「届出者の登記事項証明書又は条例」に改め、

「及び経歴」及び「9 提出書類
収支予算書及び事業計画書」を削る。

別記第4号様式中「施設の長その他主な職員の氏名及び経歴」を「施設の長の氏名」に、

「8 提出書類

(1) 設置者が市町村の場合

ア 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

イ 当該市町村の区域外に施設を設置する場合にあっては、その施設を設置しようとする区域
の市町村の同意書

(2) 設置者が国、都道府県及び市町村以外の者の場合

ア 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類

イ 定款その他の基本約款

を
」

「8 提出書類

設置者が国、都道府県及び市町村以外の者の場合」に改める。

届出者の登記事項証明書

別記第7号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

別記第7号様式 (第8条関係)

第 年 月 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の) 印
氏名 (所在地及び名称並びに代表者の氏名)

養護老人ホーム設置届出書

養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

年 月 日

- 8 提出書類
設置者が地方独立行政法人の場合
届出者の登記事項証明書

別記第8号様式 (第8条関係)

和歌山県知事 様

第 年 月 日 号

住所 (法人にあつては、主たる事務所の
氏名 (所在地及び名称並びに代表者の氏名)) 印

特別養護老人ホーム設置届出書

特別養護老人ホームを設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営についての重要事項に関する規程
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日
年 月 日
- 9 提出書類
設置者が地方独立行政法人の場合
届出者の登記事項証明書

別記第9号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の
氏名 (所在地及び名称並びに代表者の氏名) 印

養護老人ホーム設置認可申請書

老人福祉法第15条第4項の規定により、養護老人ホームの設置について認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 7 事業開始の予定年月日

年 月 日

- 8 提出書類
設置者が地方独立行政法人の場合
届出者の登記事項証明書

別記第10号様式 (第8条関係)

第 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の
氏名 (所在地及び名称並びに代表者の氏名)) 印

特別養護老人ホーム設置認可申請書

老人福祉法第15条第4項の規定により、特別養護老人ホームの設置について認可を受けた
いので、次のとおり申請します。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営についての重要事項に関する規程
- 4 入所者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 5 職員の勤務の体制及び勤務形態
- 6 協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容 (協力歯科医療機関が
あるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)
- 7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴
- 8 事業開始の予定年月日

年 月 日

- 9 提出書類
設置者が地方独立行政法人の場合
届出者の登記事項証明書

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の老人福祉法施行細則の規定により提出されている届出書及び申請書は、改正後の老人福祉法施行細則の規定により提出されたものとみなす。